

平成20年1月29日

各位

予防接種のための国際金融ファシリティ (IFFIm)
GAVIアライアンス
世界銀行
株式会社大和証券グループ本社

開発途上国において命を救うワクチンの入手を促進する「ワクチン債」

このたび、大和証券グループ、予防接種のための国際金融ファシリティ (IFFIm) (以下、「IFFIm」という)、GAVIアライアンス (以下、「GAVI」という)、および世界銀行は、IFFImの国際債券発行プログラムに基づく、主に日本の個人投資家を対象に販売される債券 (以下、「ワクチン債」という) の発行予定についてお知らせいたします。IFFImは、世界の70の開発途上国¹における医療および予防接種サービスに対する資金供給を促進するために、資本市場において資金を調達しております。ワクチン債の発行および販売は今回が初めてとなりますが、その売出を大和証券グループのホールセール証券会社である大和証券エスエムピーシー株式会社が、大和証券株式会社が日本の個人投資家を中心に販売いたします。本ワクチン債は2008年第1四半期に発行が予定されており、また本ワクチン債の通貨は南アフリカ・ランドが予定されています。

1. IFFImのワクチン債の概要

IFFImは、フィッチレーティングスリミテッド (以下、「フィッチ」という)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (以下、「ムーディーズ」という) およびスタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (以下、「スタンダード・アンド・プアーズ」という) の格付機関からそれぞれAA/Aa/Aの格付けを付与されています。ワクチン債は、IFFImにより日本の個人投資家を主な販売対象として発行されます。世界銀行は、IFFImの財務マネージャーとしてIFFImのワクチン債の発行に関してあらゆる観点からIFFImに助言します。

¹国連が定めた世界の国の社会的・経済的な分類の一つで、開発途上国の中でも特に開発が遅れている国々のこと。後発開発途上国ともいう。

2. ワクチン債を通じて命を救う

IFFImが発行するワクチン債によって調達された資金は、GAVIを通じて、世界の70の開発途上国における医療および予防接種サービスのために活用されます。現在、世界中で毎年約2700万人の幼児が、一般的な小児病のワクチン投与を受けられておりません。その結果、容易に予防可能な疾病により毎年2～300万人の子供たちが亡くなっています。また、予防接種を受けられないことにより、多くの子供たちが病に陥り、学校にも行けず、健全な成長期を送ることが出来ません。成人してからも脆弱な健康状態と教育の欠如により、彼らは職につけず生活に困窮するという悪循環に陥るのです。IFFImが国際金融市場から調達する資金は、2006年から2015年の間にGAVIへ提供され、これによって新たに5億人の人々が予防可能な疾病の為にワクチン接種を受け、500万の子供および500万人超の将来の大人の命を救うことが予想されています。この目標を到達するために、IFFImはGAVIに対して40億米ドルの資金提供を行なうことが期待されています。

* IFFImについて 予防接種のための国際金融ファシリティ (IFFIm) は、多国間開発機構として設立され、GAVI (前身は「ワクチンと予防接種のための世界同盟」) を通じた世界の70の開発途上国における医療および予防接種サービスのために、予測可能な長期間の資金調達を促進する。IFFImは国連ミレニアム開発目標を到達するための開発金融手段として設立された。IFFImの財務基盤は、寄付者としての各国政府 (フランス共和国・イタリア共和国・ノルウェー王国、南アフリカ共和国、スペイン王国、スウェーデン王国、英国) からの取り消し不能で法的に拘束力を有する寄付金の支払によって構成され、これに基づきIFFImは国際金融市場において、AAA / Aaa / AAA (フィッチ /ムーディーズ /スタンダード・アンド・プアーズ) の格付けを付与された債券を発行する。世界銀行はIFFImの財務マネージャーである。IFFImの初回債である額面10億米ドルの債券は、2006年11月14日に発行された。IFFImの資金は貸付金ではなく寄付金として、GAVIを通じて世界の70の開発途上国へ提供される。10年間に予想されるIFFImによる40億米ドルの投資により、新たに5億人へ予防接種を提供し、1000万人の死亡を防ぐことが期待される。IFFImは英国チャリティ委員会に登録されたチャリティとして設立され、英国会社登記所において登録番号5857343の保証有限会社、また登録番号1115413の慈善団体として登録されている。

GAVIについて GAVIは、2000年に、発展途上国の予防接種率の低下に対応し、かかる低下と戦うために設立された。GAVIは数々の開発パートナー (発展途上国・寄付者としての各国政府、世界保健機関(WHO)、国

連児童基金（ユニセフ）、世界銀行、ビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団、ワクチン業界、研究技術機関、公共保健機関、非政府組織、およびGAVIファンド（GAVIの一組織）を含む公民パートナーシップである。

世界銀行について

世界銀行は、加盟国185カ国によって所有される国際機関である。その目的は、加盟国が国内経済において公平且つ持続可能な経済成長を成し遂げ、経済発展および環境維持に関する地域的・全世界的問題を効果的に解決する手立てを見出すことである。世界の人々の貧困の克服と生活水準の向上を目標とする。Aaa/AAA（ムーディーズ/スタンダード・アンド・プアーズ）の格付けを有する世界銀行は世界銀行グループの中では最も歴史が長い最大の組織であり、加盟国に対して融資、リスク管理商品、信用力向上のツールを提供する。これらの活動の為に、世界銀行は60年にわたり国際金融市場で債券を発行している。世界銀行はIFFImの財務マネージャーでもある。この職務において、世界銀行はIFFImの代理人として、忠実に規則と基準に沿ってIFFImの財務管理を行う。ここにはIFFImの資金調達戦略および資本市場、格付け機関、投資家対応、ヘッジ取引、投資管理についての当戦略の実行が含まれる。また世界銀行は、IFFImの寄付者間を調整し、誓約と寄付金支払の管理、またGAVIを通じてIFFImが提供する医療および予防接種サービスを管理する。

以上

【手数料等およびリスクについて】

手数料等の諸費用について

- ・ 債券をお買い付けいただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・ 外貨建債券につきましては、外国証券取引口座設定申込書を取りかわし、口座管理料[通常、年間3,150円（税込）]を別途お支払いいただく必要がございます。

ご投資にあたってのリスク等

- ・ 債券の価格は金利変動等により上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割込むことがあります。
- ・ 外貨建て債券は、円換算した価値が、利金・償還金として支払われる外貨の円に対する為替水準により上下しますので、これにより投資元本を割込むことがあります。
- ・ 債券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割込むことがあります。

ご投資にあたっての留意点

- ・ 商品毎に手数料など諸費用およびリスク等は異なりますので、契約締結前交付書面、目論見書等をよくお読み下さい。

商号等： 大和証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号

加入協会：日本証券業協会、社団法人 投資信託協会

社団法人日本証券投資顧問業協会、社団法人金融先物取引業協会



広告等における表示事項
(金融商品取引法第37条に基づく表示事項)

本書面と一緒にご提供いたします各資料に記載した情報に基づき弊社とお取引いただく場合は、次の事項に十分ご注意ください。

- ・ お取引にあたっては、商品の購入対価の他に、個々のお取引ごとに、あらかじめお客様と弊社との間で決定した売買手数料^(注)をいただきます。また、購入対価に含まれる場合や手数料をいただかないお取引もありますので、お取引の都度、ご確認ください。なお、外国証券をお預かりする場合には、最大で1年間に3,150円(税込)の口座管理料をいただく場合があります。
- ・ デリバティブ取引や信用取引等の場合、あらかじめお客様と弊社との間で決定した担保や委託保証金を差し入れていただく場合があります。その場合、お取引の額は、通常、差し入れていただいた担保や委託保証金の額を上回ります。
- ・ 金利水準、為替相場、株式相場、不動産相場、商品相場等の変動に伴い、金融商品の市場価格が変動すること等によって、損失が生じるおそれがあります。また、お取引の内容によっては、損失の額が差し入れていただいた担保や委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- ・ 弊社がご案内する店頭デリバティブ取引の売付け価格等と買付け価格等には差がある場合があります。
- ・ 金融商品の経理、税務処理については、事前に監査法人等の専門家に十分にご確認ください。

(注)売買手数料の額は、その時々々の市場状況や個々のお取引の内容等に応じて、お客様と弊社との間で決定しますので、本書面上にその額をあらかじめ記載することはできません。

なお、実際のお取引にあたっては、必ず契約締結前交付書面等をよくお読みになり、お客様のご判断と責任に基づいてご契約ください。

商号等：大和証券エスエムビーシー株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第109号

加入協会：日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会

大和証券SMBC
Daiwa Securities SMBC

- ・ 本書は証券の売付けの申込みを行うものではない。本書および本書に記載される情報(一部または全部)は、合衆国に向けてまたは合衆国内において、直接または間接に発行、頒布または公表されるためのものではない。
- ・ 本書に記載される証券は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)またはいかなる合衆国の州の証券関係法に基づいても登録されておらず、今後登録される予定もない。したがって、証券法の登録義務を免除されている場合を除き、合衆国内において本債券の募集もしくは売付けを行ってはならない。発行者は現在合衆国内において証券の公募を行う意図はなく、また証券法に基づき証券の登録を行う予定はない。本書に記載される証券は、証券法に基づくレギュレーションSに規定される海外取引により合衆国外においてのみ募集または売付けされる。